(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

1 101- 11-							
NO.	46	事業名	牛越浄水場配水池補強事業	事業番号	(2)-20-5		
交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)		
総交付対象事業費			(127,418)	全体事業費	(371	,633)	
			150,011(千円)		3 7 4	, 138(千円)	

帰還環境整備に関する目標

牛越浄水場は、南相馬市原町区の中心市街区域を給水区域とし、原町区内の給水量の半分程度をカバーしている。浄水場の配水池は、各家庭に飲料水を給水するための重要な水道施設である。

牛越浄水場の配水池を補強することによって、放射能不安の少ない井戸水を水源とした飲料水として安定的に給水することができる。このことは、日常生活に欠くことのできない飲料水を安定的に、また安全に確保することにつながる。

このことによって、避難住民の帰還を促進するとともに、地域全体の再生加速化を図る。

事業概要

牛越浄水場の配水池補強及び付属設備の更新

配水池の補強工事(第1-1配水池、第2配水池)

付属設備の更新

【南相馬市復興総合計画】 基本指針 4 環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり P110 基本施策(3)インフラ整備の推進 施策 安全で安心な水の供給

当面の事業概要

<平成30年度>

牛越第2配水池補強工事実施設計委託 V = 1,440 m²

<平成31年度以降>

牛越第2配水池補強工事

配水池補強工事のための仮設配水池設置工事

牛越第2配水池補強工事 V=1,440㎡

躯体撤去・補強、付属設備撤去・更新

地域の帰還環境整備との関係

除染等作業員宿舎が多くある原町区の安定した給水を確保することによって、20キロ圏内を含む除染等の復旧・復興作業を加速して、避難住民の帰還に向けた環境を整備する。このことよって地域全体の再生加速に努める。

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
交付団体				
基幹事業との関連性				

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	66	事業名	小高上水道配水管布設事業	事業番号	(2)-20-6	
交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
総交付対象事業費			46,530(千円)	全体事業費	5 7	7,030(千円)

帰還環境整備に関する目標

飲料水を井戸水等に依存する上水道未整備区域に配水管を整備することにより、飲料水の放射能汚染に対する不安を解消するとともに、安定した給水を確保することにより、避難住民の早期帰還を促進し当該地区における再生加速化を図る。

事業概要

小高上水道区域内に配水管を布設

【全体計画】

・配水管布設 L = 6 7 4 m ・舗装本復旧 1 式

【南相馬市復興総合計画 基本指針4 環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり】 P110 基本施策(3)インフラ整備の推進 施策 安全で安心な水の供給に努めます

当面の事業概要

<平成30年度>

配水管布設工事 150外 L=674m

舗装本復旧工事 L = 230 m (県道部)

< 平成 3 1 年度 >

舗装本復旧工事 L = 4 4 4 m (市道部)

地域の帰還環境整備との関係

配水管を布設する地区は、平成28年7月12日に原発事故による避難指示が解除された地区である。放射能不安のない飲料水の提供が可能となる上水道施設を整備することにより、避難住民の早期帰還を促し、地域の再生加速化を図る。

関連する事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業			
事業番号			
事業名			
交付団体			
基幹事業との関連性			

(様式1-3)

南相馬市 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

	NO.	68	事業名	南相馬市認定子ども園(保育園機能部分)整備事業 事業番号 (4)		(4) - 39 - 2	
				(基金型)		李未田与 (4) - 39 - 2	
	交付団体			南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	南相馬市(直接)	
	総交付対象事業費		事業費	195,474(千円)	全体事業費	272	,440(千円)

帰還環境整備に関する目標

平成28年7月12日に避難指示が解除された小高区において、「保育」と「教育」を一体的に提供する「認定こども園」を開設し、小高区内の子育て環境、教育環境を充実することにより、子供たちが通いたくなるような、子どもたちの親が通わせたくなるような子育で環境、教育環境を提供する。

このことによって、子育て世代を含む避難者の帰還を加速し、地域に子どもたちの声が響く小高区の再興を目指す。

事業概要

既存のおだか保育園と小高幼稚園を複合化・多機能化し、市立の幼保連携型認定こども園を整備する

【南相馬市復興総合計画 基本指針2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり】 P69 基本施策(1)子育て環境の整備 施策 保育環境を整備します

当面の事業概要

- <平成30年度~平成31年度>
 - ・認定こども園建設工事

地域の帰還環境整備との関係

小高小学校、小高中学校の校舎・校庭等の整備完了に加え、認定こども園を整備することにより、子どもたちの安全・安心できる教育環境と保育環境を確保し、子育て世帯の帰還の加速化と定住の促進を図る。

関連する事業の概要

認定こども園(幼稚園機能部分)整備事業(福島県申請事業)

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業				
事業番号				
事業名				
交付団体				
基幹事業との関連性				